



(公 印 省 略)

医 第 2 1 3 2 号

平成 24 年 10 月 4 日

各健康福祉事務所長
各政令市保健所長 } 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、兵庫県医師会長、兵庫県歯科医師会長、兵庫県病院協会長、兵庫県民間病院協会長及び兵庫県精神科病院協会長には別途通知済みであることを申しあげます。